

令和6年度第1回高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録（概要）

1 開催日時 令和6年11月28日（木） 13時30分～15時30分

2 開催場所 高知県立人権啓発センター 6階ホール

3 参加者 （関係行政機関の職員）

比江森 亜紀 委員

（学識経験者）

井奥 和男 委員【会長】

稲田 知江子 委員【副会長】

内田 洋子 委員

岡村 理佐 委員

川上 泰司 委員

甲田 茂樹 委員

篠森 敬三 委員

仙頭 ゆかり 委員

半田 久米夫 委員

HUG STEFAN 委員

八木 千晶 委員

（高知県）

西森 裕哉 子ども・福祉政策部長

近藤 由佳 子ども・福祉政策部副部長

市村 留美 人権・男女共同参画課長

備前 佑介 南海トラフ地震対策課チーフ

松岡 智加 健康対策課課長補佐

佐竹 一浩 地域福祉政策課課長補佐

東山 琢哉 長寿社会課課長補佐

田村 由隆 障害福祉課課長補佐

田中 健 障害保健支援課長

國澤 真紀 子ども家庭課課長補佐

仙頭 佳枝 文化国際課課長補佐

北村 綾 県民生活課長

杉本 健治 雇用労働政策課長

水田 洋 雇用労働政策課課長補佐

安藤 大輔 人権教育・児童生徒課課長補佐
山本 治 (公財) 高知県人権啓発センター理事長
川村 泰夫 (公財) 高知県人権啓発センター事務局長

4 議 事

- (1) 差別事象検討部会について
- (2) 「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」5か年計画に基づく取組の最終評価と「第3次改定版」令和6年度計画について
- (3) 「高知県の人権について(案)」について

- (1) 差別事象検討部会について

【事務局】

資料1により説明。

【会長】

出席委員12名のうち全員の承認ということで、当部会の設置を「承認」とさせていただきます。

また、高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則第7条第2項で、当部会委員は会長が指名すると規定されており、青木委員、比江森委員、稲田委員、篠森委員、長澤委員、半田委員の6名の委員にお願いしたい。

- (2) 「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」5か年計画に基づく取組の最終評価と「第3次改定版」令和6年度計画について

【事務局】

資料2、資料3により説明。

【委員】

「完成」と「進んでいる」の評価の基準についてお伺いしたい。

【事務局】

進捗状況については、上側の「数値目標・設定年度根拠となるプラン名等」という項目に、目標設定のある事業とない事業が混在している。

設定のある事業は、目標と対比して評価し、設定がない事業は、実際の取組内容の事業進捗で、各所管課が判断し記載している。

【委員】

講習や講演も含め、アンケートをとって取り組んでいる事業があるという説明だったが、どう判断しているのか。

【事務局】

人権啓発関係のアンケートでは、「関心や理解は深まった」のようなアンケートを取り組みの指標にしている。意識の話となるので、アンケートという方法になってくる。

セミナーやイベント等に参加された方には、アンケートの中で自由記載の感想などを頂いている。

【委員】

DV関係で、暴力というよりも、言葉の暴力という、実際手や足を出すわけではない言葉で追いつめていくDVが問題になっていると伺っている。

こういったDVについては、こういった目標をたて、計画を記載しているのか。

【事務局】

暴力の中には精神的なものも含まれている。

国の言葉の解釈どおりに幅広く「暴力」として認識し、防止するための取組として啓発を実施している。

【委員】

精神面のDVに対して、強調して取り組んで頂ければと思い質問させていただいた。

【委員】

市町村で防災に関わる女性職員さんが、令和5年12月の内閣府の調査では、6割で0だったというデータを拝見したが、安芸市については、正職員1名が配属されているが、高知県下ではどうか。また、関係機関に女性の職員を配置してもらいたい。

【事務局】

市町村の職員のデータは持っていないが、県の危機管理部の中だと、危機管理・防災課は、正職員で2名、南海トラフ地震対策課は、正職員で3名、消防政策課で正職員で2名が在籍。

特に南海トラフ地震対策課は、今年度第6期の行動計画の策定を進めており、特に災害時の女性の視点というところにもしっかりと注力、意識して、行動計画の策定を進めている。

市町村の状況は分かりかねるが、普段の関わってるところで見ると、委員がおっしゃるとおり女性の割合は少ないと感じられる市町村もある。

【委員】

ぜひ、市町村に女性の職員を配属させていただきたい。

やはり女性の視点に立った防災というのはとても大事で、今後ぜひ進めていただきたい。

また、計画のメインしていただけるとより進むと思うので、よろしくお願いしたい。

【会長】

災害対策基本法と救助法の改正も予定されており、地域防災計画の改定の際には、ご配慮・留意をお願いします。

【委員】

人権問題について昔に比べて体制強化に人員配置、事業計画、そういったものは進んでおり、各市町村の研修、専門的なものは随分浸透してきた。

問題は一般の住民にどう浸透させるか、これが大きな課題だと思う。また、温度差があり、最近では学校でも教えてないため、一般の住民からこの人権課題というものが遠のいていっている。

【事務局】

12月の第2日曜日に、東洋電化中央公園で、こころんフェスタという大きなイベントを開催する。

去年の実績では、約8,000人の方と、いろいろな人権課題に関係する団体から参加があり、好評を頂いてるイベントである。

こういった住民の方にご参加いただける取り組みや、新聞等にも掲載している心呼吸、人権課題ごとのセミナーの開催、様々な内容の人権啓発を行っている。さらに、より住民の方に届くようにするにはどうしたらいいのかということも含めて、検討していく。

【委員】

人権啓発フェスティバルだが、せめて県下の3か所ぐらいのブロックに分けて交流・触れ合いができないか。予算の問題や市町村体制の問題もあるかと思うが、人の触れ合いや、本当の痛み・苦しみといったものを多くの人に出会って知って感性を養っていくという目的がある。そういう意味では触れ合い事業というのは非常に効果的な方法なため、ぜひご検討いただきたい。

【会長】

今後取り組みを継続する際1つの視点として考慮していただければと思う。

【委員】

資料内に大文字を使用している省略語がたびたび出てくるが、LGBTQくらいならわかるが、SOGIはわからない。こういった言葉の説明がないため、説明書きがあるともう少しわかりやすい。

【会長】

表記について、配慮していただくということで、資料を作る側として見ていただく側の視点も大事にしていきたい。

【委員】

居住地校交流（資料2の69ページ事業番号171）について、実際子どもたちを送り出す特別支援学校側と、特別支援学校からの子どもたちを受け入れる小学校・中学校として、随分この居住地校交流の事業が学校・小学校等にも広がってきたと実感している。

小学1年生に上がる保護者にも、居住地校交流について説明をし、利用を促しているが、保育園等での友達とまた一緒に学べる機会をとということで、多くの保護者の方が特別支援学校に入学しても居住地校交流を望まれるという場合が多いため、積極的に進めていっていただきたい。

加えて分かりやすいリーフレット等も作成をしていただいたら良いと思っている。現在もリーフレットはあるのだが、保護者が簡単に読んですぐ分かるようなものがあれば教育委員会としても配布していきたい。

【事務局】

担当課が出席していないので、預かり、共有する。

【委員】

24時間電話相談事業、ご相談があったときにそれが例えばスクールカウンセラーなど様々な別の取組につながって来るのか。また、連携が今のところはどのくらいまで進展されているのか。

【事務局】

24時間の電話相談ですが、昼間は心の教育センターの相談支援員、平日の夜間や年末年始、そういった時間帯は当課のほうで業務委託をしている事業者が対応している。心の教育センター、委託先含めて、緊急の案件があれば当然すぐ対応するようにしており、事前に兆候があれば、即座に対応できる体制をとっている。

対応件数は今持っていないが、必要があれば漏れることなく対応している。

【委員】

電話をすれば、「いろんな支援が可能」ということをもう少し積極的に広報して良いのではないか。

【会長】

事務局、留意してご対応いただきたい。

【委員】

我々の大学は、健康に関する専門家を育成を目的にしており、人と人とのつながりをつくり、いろんなかたちで支援したり援助して、専門家を創りたいと考えている。

その際、校外のパートナーが、県であったり各団体だったりするが、そういった中、DV被害者のケアや、ネット・SNSのケア等というのを、学生がいろいろ相談している中で、警察や弁護士が絡んだほうがいいんじゃないかという案件が発生したとき、どうやって、どこに相談するかが悩み、そういった案件が発生した場合、少しご配慮いただければと思っている。

今年の4月からDVなどでプロジェクトがスタートしており、今後精神障害者などいろんなかたちで、プロジェクトがスタートするため、その節はご協力をよろしくお願いいたします。

今年から性的指向・性自認の新しいプロジェクトが始まった。この問題もこれからいろんなかたちで大変だと思うが、例えば、社会福祉法の中で、そういう人たちにどういった支援をするのかといったテーマがプロジェクトとして追求できるかもしれないので、支援していければと思っている。

パートナーシップ制度の話だが、パートナーシップ制度を自治体が受入れている高知県の自治体の現状をご存じなら教えていただきたい。

【事務局】

県内においては、この10月から宿毛市が開始され、1番最初に取り組まれたのが令和2年度の高知市、今は9市町まで広がっている。

新聞報道などによるといくつかの市町村でも検討されてるというようで、県としては7月にこの制度を更に広げるために、指針を策定した。

策定した指針を各市町村に展開させていただき、市町村同士の交流もしていただくような意見交換会も開催して、導入の後押しを進めている。

【委員】

弁護士は、法テラスやソーレ、女性相談センターなどいろんなところで無料の相談を行っておりお金をかけなくても、ご相談をしていただける体制はある。

だが、いざ相談したい場合、どこでどうすれば相談を受けることができるかがわからない。

そういった時に行政とも連携して、市民の方々にもう少しわかりやすい相談窓口が今後で
きればいいと感じた。

全体的にこども計画等もたくさんやっていただいているが、官民連携が非常に大事な視
点だと思う。

【会長】

先ほどご意見がありましたように仕組みとして、必要としている方にうまくつながるよ
うな広報などをお願いしたい。

【委員】

当センターの事務所は法テラスの面会ができる場所に指定されており、警察や弁護士、場
合によっては裁判官等の対応もでき、守秘義務を守りながら被害者のケアを進めている。

【委員】

合理的配慮やハード面では、障害者の方が地域に出て困ることがだいぶ少なくなってきた
が、「理解」においては、まだまだしていただけていないという場面に出くわすことがあ
る。病院に受診に行った際に、障害の特性を理解してもらえずに一般の患者さんより治療が
長引いたりすることが実際ある。

2022年に国連の障害者権利条約の総括所見審査をしていただいて総括所見いただいた中
で、脱施設化が日本に勧告されたが、地域移行し施設から退所してくださいという中、地域
の中に障害の方が暮らすには、地域の方に理解をしていただく必要がある。

先日、福祉フェアがあり、利用者と大学生と一緒にボッチャ大会をした際、障害のある方
と一緒に活動する中で、一つの作業でも時間がかかったり、不都合があるということを理解
して待ってくれている場面が地域の方にあることで理解が深まると実感した。

早い段階から障害者の方と交流して理解してもらう場面が多くあるインクルーシブ教育
だったりインクルーシブな社会というものにできるだけ早くなることが、脱施設化につな
がると実感したので、そういったことができる取組、先ほどフェスティバルとかの話もあり
ましたが、地域の方とその障害を持たれた方が一緒に何かをするようなことが多く取り組
めたらいいと感じた。

【事務局】

この4月には差別解消のための「障害のある人もない人も安心して暮らせる高知県づく
り条例」ができた。

今年度も、こころんフェスタの中で「障害者週間の集い」という、地域で活躍されている
障害のある方などを表彰するという催しを予定している。

障害者の方と触れ合う機会や、特性の理解については引き続き、啓発等促進していきたい。

【委員】

11月の19日は、国際男性デーで、それ以降12月の初めくらいまでは、ジェンダーの週間で、いろんな催しが開催されている。特にNHKなどでジェンダーのいろんな番組が放送されており、仕事から帰ってきた人がテレビをつけるとそういう番組が放映されており、分かりやすく伝えられてるのが、見えるようになったのは良いと思った。

ソーレですごく良い研修をされており、アンコンシャスバイアスの取組など勉強になる。参加者の割合は男性が多いのか、女性が多いのかわからないが、全体的に見て女の人がジェンダーに関しての勉強会に参加する機会が多いのなら、ジェンダーに関しての意識の差が、男性と女性で開きがどんどん増えていってるのではないかなと思う。

昨年、ソーレで「加害者が囚われる男らしさの病とは」というDV防止啓発の講座が開催されていたが、「ジェンダー」は行政用語なので、男性が学びたいと思うとか、学ばないと損をする、といった取組を増やしていただきたい。

女性の社会参画などいろんな制度が出てきて、ネットでいろんな声を聞くと、「女性を特別扱いしている」、「男性だってつらいんだ」、そういった声があり、確かにそうだと思う。

日本の自殺者は女性より男性の方が多く、「男性は強くなければならない」とか「女の人よりも賢くなければならない」とか、そういう男らしさに囚われて、弱みを出せないため、誰にも相談できずもんもんとして、それが原因で、いろんな悲劇が起きたりする。

DVも社会で働いていると、「男性も子育てをしないといけない」という認識を保てるが、家に帰ってくると、夫と妻という上下関係のような立ち位置、そういうつもりはないがなんとなくそういうのが染みついており、つい言葉を荒げてしまうとか、手を出してしまう、DV被害を受ける女性も悲劇だが、手を出してしまう男性も悲劇だと思うので、お互いが学び合うような、決して女の人ばかりを特別扱いしているということではない、そういった学びができていったらいいと思っており、男の人が見ても納得できる広報も取り寄せていただきたいと思っている。

子どものいじめや不登校の原因を見ていくと、「男らしい」というカテゴリーから自分が離れたくないからや、「男らしくない」と言われて、学校へ行けなくなった、とかの要素が関わっていると思う。そのため、ジェンダー教育を、男性も女性も小学校のからきちんとやっていくことでもっと良くなっていくと思う。

日本は、男らしさ・女らしさにとらわれてきたため、それを制度で意識から変えていこうとしても、年月がかかると思う、小学校の教育、社会教育から、いろんな場面でやっていただいたらよくなっていくのではないかなと思う。

【事務局】

当課の人権教育の中でも一つのテーマには当然なるので、今日いただいたご意見は人権担当のチームが専従で4人おりますので、伝えてしっかり進めていきたい。

【委員】

小学校での喧嘩とかいじめの原因になっているのが、子どもが「自分が男だけど気持ちは女なんだよ」ということを言ってしまうということがあるらしくて、それで大げんかになるということを、現場の先生から聞いたことがある。そういう子どももいるので、学校の先生も大変だと思うが頑張っていたきたい。

【委員】

県も窓口を設置されたり、労働局でも設置をして障害者の方や、家族の方からの相談を日々受けており、できる限りのことをしてあげたくていろんな話を聞くが、仕事を続けていく上で自分から名前を出して具体的に指導してほしいとか言ってしまうと、その後仕事を続けることが難しくなる。仕事を失ってしまうと、生活ができなくなるため、そこまでは自分からは言えないということを非常に多く聞く。

本人がそう言うのと、私たち行政機関としてはそれ以上何もできなくなってしまう、お話を聞いて困った時にはいつでも聞くからというところで止まってしまう。日々こうしたジレンマがあり、恐らく県の担当者も同じような立ち位置にあると思いますので、別の委員さんが言われたように民間の力をうまく使ってやっていけたらと考えながら日々業務を行っているので、ぜひ協力しながらやっていきたい。

【事務局】

障害者雇用を当課のほうで紹介しておりますが、まず企業における障害への理解が非常に大きなポイントだと我々も考えている。

労働局のほうでも様々な取り組みをされており、我々でも企業向けに障害者雇用のセミナーや、特徴的なものでいうと障害のある方が家で就労できるようなテレワークのセミナーも開催している。

引き続き労働局と連携しながらこうした取り組みを進めていきたい。

(3)「高知県の人権について（案）」について

【事務局】

資料4により説明。

【委員】

基本方針の概要版を皆さんにお渡ししたらすごく喜ばれた。すごく分かりやすい資料だと思う。

災害と人権についても、やはり日頃から脆弱なところが増幅されてくるので、それぞれの人権に対する課題を解決していくことが1番の災害と人権に対する大切なところだと思う。

南海トラフ地震は絶対やってきますので、そのときに向けて今からしっかりとみんなが尊重されて、安全で安心なそんな人権の生かされる社会になることが一番大事、災害に目を向けたら非常に分かりやすく県民にお話ができると思っている。

【委員】

ハラスメントに関しては、教育されればされるほど、されたほうは気づく。それが嫌がらせかハラスメントの境目なのかどうなのか分からないが増加していく。

先ほど（内田委員から）男性の話があったが、私の大学はもともと女子大だったので、女性が多く、女性のハラスメントにも注目すべきだと思う。

極力研修を受けたりして周知徹底を図るだけでなく、デッドラインを超えた事例もかなり経験されてきている。

高知県は、非常に女性が元気で働いている社会だと思っており、ただそれが全員正規ではなく、いろんなかたちで生活を抱えながら非正規等いろんなかたちで働いており、気持ちよく、ワークライフバランスを保ちながら働けるように、県民に、いろいろと周知徹底等をしていただきたいと思っている。

特に高知は女性が活躍してる社会なので、高知だったらできるんじゃないかと思っているので、ぜひ県と労働局のほうで一緒になってやっていただきたい。

【事務局】

男性への周知ということも踏まえつつだと思うが、アンコンシャスバイアスは無意識なので、その人たちがそれぞれに思ってるところは、見えないだけになかなか難しい取り組みであると思う。だからこそ学習の機会が大事だと思うので、ソーレや人権啓発センターで無料の出前講座を実施しているので、ぜひ活用していただきたい。

日頃から、自分の中の意識を絶えずいいかたちに更新していくということはすごく大事な取り組みだと思う。

特に男性は、会社の中で勉強する機会があると、より機会としては確保しやすいと思うので、こうした出前講座を活用していただきたい。

【委員】

ハラスメント問題に関しては非常に深刻な課題になってるということを年々感じている。ここに記載をされているが、「その他の人権課題」ということで、「2つくっついていきます」というイメージ、もっともときちと書くべき。

こういう書き方をすることによって少し矮小化される感じがするので、「主な取組」ももっと取り組んでることがあると思うので、充実して書いた方がよい。

【会長】

52ページの高知労働局への相談件数をみると、マタニティハラスメントが年間で倍増してるというのは、少子化の問題もあり、こういった相談が一定しやすい雰囲気になったとはいえ、やはり留意のうえ、中身等については、いろいろお聞きして参考にしていくことが大事だと思った。

【委員】

パワハラ相談とかハラスメントの相談、特にマタハラはすごく増加している。

マタハラについて、このR5年度の数字が上がってるのは、恐らくR4年度に育児介護休業法が改正になって、法律が変わったこともあり、マスコミも含めて周知が以前よりも広がったことで、「相談してみようか」とか、「とれるはずなのにとれてない」とか、「会社に言ったらそんなんないよと言われる」とかというようなことがあり、R5年度に増加していると考えられる。今年度も肌感だが、「産後パパ育休」ができたこともあって、女性からの相談が今まで通り多いが、父親になる方、なった方が育休を取りたくて相談したら、事業所のほうがまだそれを知らなかったとか、制度がきちんと会社に整ってなかったとかというような男性の相談が増加している。

そこがマタニティハラスメントのところと一緒に入っているんで、それも増えていると考えており、また来年7年の4月1日以降もまた育児介護休業法の改正があるので、恐らくそういう相談がこれから増加すると考えられ、ニュース等でハラスメントで自殺されたりする方が多いことや、カスハラの問題もあるので、もう少し大きく捉えてもらってもいいと感じた。

【会長】

この数字自体に、ポジティブな部分とネガティブな部分、両方が含まれている。

恐らく4月の改正法施行により、また増えるので、ネガティブじゃない方の相談事が増えることは良いことだと思うので、連携して対応をお願いします。